

○長泉町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例

令和2年3月27日

条例第2号

(目的)

第1条 この条例は、長泉町の豊かな自然環境、富士山・愛鷹山の眺望等の美しい景観及び町民の安全で安心な生活環境の保全と再生可能エネルギー発電事業との調和を図るために必要な事項を定めることにより、豊かな地域社会の発展及び地球温暖化対策の推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 再生可能エネルギー源 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第4項第1号の太陽光及び同項第2号の風力をいう。
- (2) 再生可能エネルギー発電設備 再生可能エネルギー源を電気に変換する設備及びその附属設備（送電に係る電柱、電線その他これらに附属するものを除く。）をいう。
- (3) 再生可能エネルギー発電事業 再生可能エネルギー発電設備の設置（樹木の伐採及び切土、盛土、埋土等の造成行為を含む。）及び同設備による発電を行う事業をいう。
- (4) 事業者 再生可能エネルギー発電事業を行う者をいう。
- (5) 事業区域 再生可能エネルギー発電事業を行う一団の土地をいう。
- (6) 土地所有者等 事業区域の全部又は一部について、所有権その他の使用権原を有する者であって、事業者に対し再生可能エネルギー発電事業を行う権限を与えた者又はその継承人をいう。
- (7) 利害関係者 次に掲げるものをいう。
  - ア 事業区域に隣接する土地について、所有権又は借地権を有する者
  - イ 事業区域に隣接する土地に存する建築物について、所有権、使用貸借による権利又は賃借権を有する者
  - ウ 事業区域の全部又は一部を含む地元自治会
  - エ 再生可能エネルギー発電事業により生活環境等に影響を受けるおそれのある者
  - オ 再生可能エネルギー発電事業の実施に伴い影響を受けるおそれのある農林水産業その他の事業を営む者で組織する団体

カ その他これらのものと同程度の影響を受けるおそれがあると町長が認めるもの  
(町の責務)

第3条 町は、第1条の目的を達成するため、この条例の適正かつ円滑な運用を図るよう必要な措置を講ずるものとする。

(町民の責務)

第4条 町民は、第1条の目的を達成するため、町の施策及びこの条例に定める手続の実施に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、関係法令及びこの条例を遵守し、本町における自然環境、景観及び町民の生活環境に十分配慮するとともに、利害関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めなければならない。

(土地所有者等の責務)

第6条 土地所有者等は、再生可能エネルギー発電事業により、自然環境若しくは景観を損なうこと又は災害若しくは生活環境への被害が発生することのないよう、当該土地を適正に管理しなければならない。

(抑制区域)

第7条 町長は、次に掲げる区域のうち特に必要があると認めるものを、再生可能エネルギー発電事業を抑制する区域（以下「抑制区域」という。）として指定することができる。

- (1) 豊かな自然環境、優良な農地及び良好な森林環境が保たれ、地域における貴重な資源として認められる区域
- (2) 地域を象徴する優れた景観として、良好な状態が保たれている区域
- (3) 土砂災害その他自然災害が発生するおそれがある区域
- (4) 歴史的又は郷土的な特色を有している区域
- (5) 生活環境の保全上支障が生ずるおそれがある区域

2 町長は、必要があると認めるときは、抑制区域を変更することができる。

3 第1項の抑制区域は、規則で定める。

(適用除外)

第8条 この条例の規定は、次の各号に掲げる再生可能エネルギー源の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる再生可能エネルギー発電事業については、適用しない。

(1) 太陽光

ア 土地に自立して再生可能エネルギー発電設備を設置するもののうち、事業区域が

1,000平方メートル未満のもの

イ 建築物に再生可能エネルギー発電設備を設置するもののうち、太陽光モジュールの総面積が1,000平方メートル未満のもの

(2) 風力 事業区域が1,000平方メートル未満かつ、再生可能エネルギー発電設備の高さが10メートル未満のもの

(説明会の実施)

第9条 事業者は、町内において再生可能エネルギー発電設備の設置のための工事(以下「設置工事」という。)を実施しようとするときは、次条に定める届出前に、あらかじめ利害関係者に対し、再生可能エネルギー発電事業に関する説明会を実施しなければならない。

(届出)

第10条 事業者は、町内において設置工事を実施しようとするときは、関係法令の規定に基づく許認可等の申請又は届出の前までに、次に掲げる事項を町長に届け出なければならない。

- (1) 事業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地。以下同じ。)
- (2) 設置工事の着手予定日及び完了予定日
- (3) 事業区域の所在地及び面積
- (4) 事業の内容
- (5) 前各号に定めるもののほか、規則で定める事項

2 前項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を町長に届け出なければならない。

(同意)

第11条 事業者は、町内において設置工事を実施しようとするとき、又は町内において実施している再生可能エネルギー発電事業を変更しようとするときは、町長の同意を得なければならない。

2 町長は、事業区域の全部又は一部が抑制区域内に位置するときは、同意しないものとする。ただし、建築物へ再生可能エネルギー発電設備を設置する再生可能エネルギー発電事業については、同意することができる。

(同意の基準)

第12条 町長は、第10条の届出があった場合において、当該届出に係る事業計画が規則で

定める基準に適合しているときは、同意する。

2 町長は、同意の際、この条例の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

(事業の承継)

第13条 事業者から相続、売買、合併、分割等によりその地位を承継した者は、町長にその旨を届け出なければならない。

(維持管理等)

第14条 事業者は、設置をした再生可能エネルギー発電設備について、適切な維持管理を行うとともに、異常が確認されたときは、速やかに必要な対策を講じなければならない。

2 町長は、前項に規定する維持管理の状況について、事業者に対し適宜報告を求めることができる。

(事業の廃止等)

第15条 事業者は、再生可能エネルギー発電事業を廃止したときは、廃止後速やかに町長にその旨を届け出なければならない。

2 事業者は、再生可能エネルギー発電事業廃止後、再生可能エネルギー発電設備を事業区域に放置することなく、関係法令に基づき速やかに撤去するとともに、自らの責任において適正に処分しなければならない。

(報告及び立入調査)

第16条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し報告若しくは資料の提出を求め、又は職員に事業区域に立ち入らせ、当該再生可能エネルギー発電事業に関する事項について必要な調査を行わせることができる。

2 前項の規定による立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査は、これを犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指導、助言及び勧告)

第17条 町長は、必要があると認めるときは、事業者に対して、必要な措置を講じるよう指導又は助言を行うことができる。

2 町長は、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する者に対し、期限を定めて必要な措置を講じるよう勧告することができる。

(1) 第10条第1項若しくは第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第11条第1項の同意を得ずに設置工事に着手した者

- (3) 第15条第1項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は同条第2項の規定による再生可能エネルギー発電設備の適正な処分を行わなかった者
- (4) 前条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者
- (5) 前条第1項の規定による立入調査を正当な理由なく拒否し、又は虚偽の報告をした者
- (6) 前項の規定による指導又は助言に正当な理由がなく従わなかった者

(公表)

第18条 町長は、前条第2項の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、当該勧告に従わない事業者の氏名及び住所並びに当該勧告の内容を公表することができる。

- 2 町長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ事業者に対して、その理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。
- 3 町長は、第1項の規定による公表を行った場合は、当該公表内容について国及び県に情報提供を行えるものとする。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の規定は、施行日以後に関係法令に基づく許認可等の申請又は届出を行う再生可能エネルギー発電事業について適用する。
- 3 施行日前において、関係法令に基づく許認可等の申請又は届出を行っている再生可能エネルギー発電事業（設置工事が完了しているものを含む。）については、この条例の第13条から第18条までの規定を適用する。
- 4 施行日前において、関係法令に基づく許認可等の申請又は届出を行っている再生可能エネルギー発電事業（設置工事が完了しているものを含む。）であって、施行日以後に規則で定める変更をしようとするものについては、この条例の規定を適用する。